

令和3年度

稲敷市木造住宅耐震診断士派遣事業

稲敷市地域振興部産業振興課

1 耐震診断士派遣制度の内容

市では、地震に強いまちづくりを推進するために、茨城県木造住宅耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を行います。

- ① 茨城県が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣します。
 - ② 所有者立会いのもと、外観目視により診断（3時間程度）を行います。
 - ③ この診断は、あくまで耐震補強の必要性の有無を判定することを目的としています。
- 《ご注意》 本事業は「耐震診断」であり、震災により受けた被害の程度を判断するものではありません。

2 対象となる住宅

稲敷市内の木造住宅で次の要件を満たすものが茨城県木造住宅耐震診断士派遣の対象となります。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ② 併用住宅の場合は、住宅以外の用途の床面積が2分の1未満のもの
- ③ 地上階数が2以下のもの
- ④ 建築物の延べ面積が30平方メートル以上のもの
- ⑤ 丸太組構造、型式適合認定によるプレハブ工法により建築されていないもの
- ⑥ 過去にこの制度に基づく耐震診断を受けていないこと
- ⑦ 東日本大震災において半壊以上の判定を受けていないもの
- ⑧ 所有者が市税を滞納していないこと

3 診断士の派遣を受けられる方

対象となる住宅の所有者です。

4 耐震診断士について

「茨城県木造住宅耐震診断士」（以下「耐震診断士」という。）とは、建築士事務所に所属する建築士で、県が開催した「茨城県木造住宅耐震診断士講習会」または、（財）日本建築防災協会が主催した「木造住宅の耐震診断と補強方法」等に関する講習会の修了した者を県知事が認定したものです。

耐震診断士は、「茨城県木造住宅耐震診断士認定証」を携帯しております。

診断は、市が定めた仕様書に基づいて行います。余計な業務や不要な工事をすることはありません。

5 耐震診断申込から診断結果報告まで

1 耐震診断申込書の提出

市役所産業振興課に「稲敷市木造住宅耐震診断申込書」を提出してください。

申込書受付期間：令和3年9月30日（木）まで

2 耐震診断士派遣決定または派遣をしない旨の通知

申込書受付後に審査を行い、「稲敷市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書」または「稲敷市木造住宅耐震診断士を派遣しない旨の通知書」を郵送します。

※ 「稲敷市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書」の交付後、診断を辞退するときは、必ず「稲敷市木造住宅耐震診断士派遣辞退届」を市役所産業振興課に提出してください。

3 診断（調査）の実施

診断士が「茨城県木造住宅耐震診断士認定証」を提示し、原則として所有者立会いのもと診断（調査）を行います。

※ 調査日時は、事前に耐震診断士から電話連絡がありますので、相互の話し合いにより決定してください。

※ 調査は建物によって、長時間もしくは複数日かかる場合があります。

※ 診断は耐震診断士が外観及び内観を目視で行います。より確かな診断結果を得るには、所有者の情報提供が欠かせません。とりわけ以下の事項が大切な要因となります。

（1）耐震診断士の聞き取りに可能な限り回答してください。

（2）建築当時の図面や工事写真等の資料があれば提示してください。

（3）不安に思う箇所は事前に耐震診断士に伝えてください。

（4）床下及び天井裏をのぞく点検口をできる限り確保してください。

4 診断結果報告

診断終了数日後、耐震診断士が「稲敷市木造住宅耐震診断結果報告書」を作成し、内容の説明に伺います。

※ 診断結果は、必ず耐震診断士本人から説明を受け、不明な事項はその場で説明を受けてください。

※ 建物によっては、報告書提出まで日数を要する場合があります。

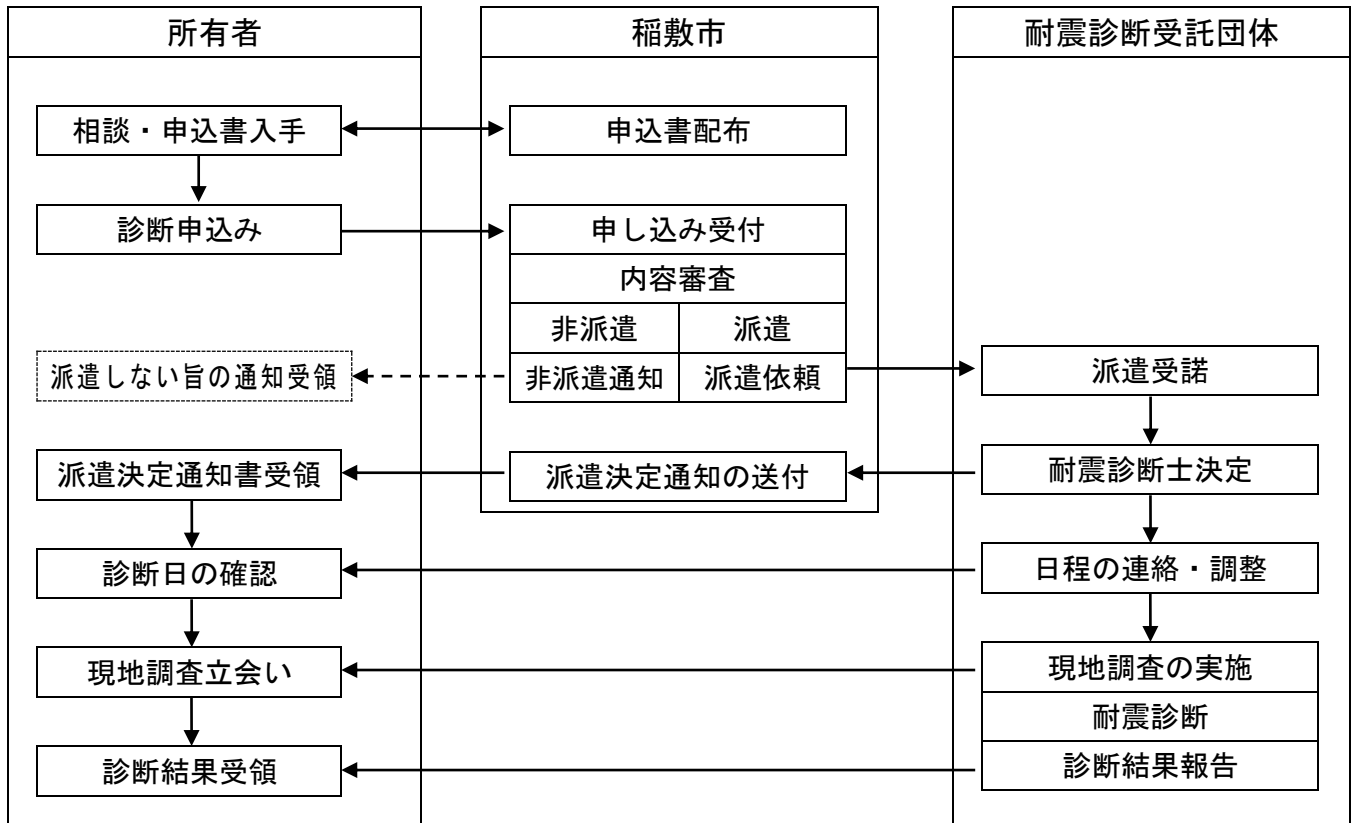
6 その他

本制度は住宅の耐震診断を行うものです。耐震診断以外の「耐震補強計画」や「補強設計」・「補強工事」等についての「あっせん」は行いません。

ご希望の場合は別途ご契約ください。別途契約された耐震補強計画・設計・工事等は本人の費用負担となります。

耐震診断士は不必要な診断や改修工事の斡旋をしてはならないことになっています。

◎ 診断の流れ



木造住宅耐震診断士派遣事業に関する問い合わせ先

稲敷市地域振興部産業振興課

TEL 029-892-2000 (代) 2423 (内線)

<セールスにご注意ください>

*市では、申し込みの無い方には耐震診断士を派遣しておりません。

*この制度は建築物の耐震診断を行うものです。耐震診断以外の「耐震伸補強計画」や「補強設計・補強工事」等についてのあっせんは行いません。